

令和 7 年 3 月 10 日

第 12 回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和6年度第12回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年3月10日（月） 午後1時30分～午後2時20分

2. 場 所 玉東町役場 3階 会議室

3. 出席委員（10名）

会 長	1 番	山野信也		
会長職務代理者	7 番	鬼塚忠正		
委 員	2 番	永田麻衣	3 番	坂口政文
	5 番	清田伸一	6 番	上田佳子
	9 番	前川政樹	10 番	小山省三
	4 番	徳山道也	8 番	清田 勇

推進委員 山野博満、大隅正信

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局 坂本美桜 事務局 中嶋一成

事務局

ただ今から、令和6年度玉東町農業委員会第12回総会を開会いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

《挨拶》

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は全員出席のため、~~(一名で過半数を満たしておりますので)~~、総会が成立していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。それでは、会長、よろしくお願い致します。

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は2番永田委員と3番坂口委員を指名します。また、書記に事務局の中嶋さんを指名します。

よろしくお願いします。

議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について3件あがっております。1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、1番の農地法第3条の規定による許可申請について。

＝1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は現在78歳と高齢ではありますが、米とみかんの栽培をされており、譲渡人は譲受人の甥っ子であり譲渡人は農地の管理が出来ないために譲受人の叔母にすべての農地を譲り渡すために申請されるものです。

申請地につきましては5ページから8ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、1番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

清田勇委員

8番 清田勇委員

何ら問題はありません

議長

ありがとうございました。ただ今、委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 山野委員

何ら以上はありません

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

3番 坂口委員

きれいに管理をされていますが、譲受人が管理をされていますか。

事務局

一部は貸借をされています。

4番 徳山委員

経営面積が多いように思いますが

事務局

数値の間違いです。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、1番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、1番は、承認されました。

続きまして2番について、事務局より説明をお願いします。

ここで総会会議規則第10条の規定（議事参与の制限）により上田委員の退席を求めます。

事務局

＝2頁、議案第1号、2番について議案書をもとに朗読＝
それでは詳細について説明いたします。

賃貸人の経営移譲年金受給に伴う親子間使用貸借の設定を申請されていましたが賃借人が死亡されたので今回、長女が後継者として引き継がれるための申請です。

申請地につきましては、9ページから13ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、2番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

清田勇委員

8番 清田勇委員

何ら問題はありません。

議長

ありがとうございました。ただ今、委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 山野委員

何ら以上ありません。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、2番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、2番は、承認されました。

上田委員の入室を求めます。

続きまして3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、3番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝3頁、議案第1号、3番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在56歳でみかんと梨の栽培をされており、今回、規模拡大のために申請地を譲り受けるために、申請されるものです。

申請地につきましては、14ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、3番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

徳山委員

4番 徳山委員

何ら問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見ををお願いします。

推進 大隅委員

若い後継者もいらっしゃるので、問題ないと思います。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

3番 坂口委員

売買の金額はいくらになりますか。

事務局

70万になります

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、3番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、3番は、承認されました。

続きまして、日程第3、議案第2号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

15ページです。(朗読)

16ページです。議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和7年2月21日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

17ページをご覧ください。(総括表の説明)

18ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、新規の利用権設定の賃借権が10件、新規の使用貸借権が2件です。面積は、普通畑が1筆で587㎡、樹園地が32筆で72,140㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、ご提案しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長

無いようですので、議案第2号、農用地利用集積計画の決定については（案）のとおり決定いたします。

議長

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

・農業委員報酬について

議長

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第12回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時20分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年3月10日

玉東町農業委員会会長

⑨

2番委員

⑨

3番委員

⑨